

中学就学相談「確認票」

就学相談の申込みにあたり、下記についてご確認願います。

記

【確認事項】（ご了解いただける場合「了解」欄に○をご記入ください）

	確認事項	了解
①	担当相談員が、お子さんの通っている小学校に伺うことがあります。 （お子さんの行動観察と、担任の先生から日頃の様子を伺います）	
②	「行動観察記録」は保護者が在籍校より原本をお受け取りください。 その後、就学相談担当相談員にご提出ください。 なお、就学相談の進行上、保護者の了解をいただいた上で、就学相談担当相談員が在籍校からコピーを受け取る場合があります。	
③	保護者の了解をいただき、教育センターから、お子さんの関係機関（医療機関・相談機関等）に、就学相談のための情報提供等をお願いする場合があります。	
④	就学相談の中で、教育委員会からお知らせ等を郵送する場合は、お子さんの住民票上の世帯主様宛にお送りしています。 郵送先にご希望がある場合は、担当相談員へお知らせください。	
⑤	保護者の了解をいただき、就学支援委員会の審議結果や就学予定先等について、在籍校に情報提供をする場合があります。	
⑥	就学支援委員会の審議結果が、保護者のご希望と異なることがあります。 その場合、相談員との面談等、相談の継続をご案内することがあります。	
⑦	就学支援委員会の審議結果と異なる学級に就学した場合、就学後に「フォローアップ相談」をご案内することがあります。	
⑧	「通常の学級への就学を希望する」と保護者の意向が固まった場合、就学支援委員会での審議は行わず、就学相談の取り下げ(相談の終了)となります。 ただし、身体的理由等により通常の学級における特別な配慮を希望される場合については、相談を継続して行います。	
⑨	就学支援委員会の審議後、就学先が決定したお子さんについては、相談の中で提出いただいた資料等を「就学支援ファイル」としてまとめ、就学先に情報提供します。「就学支援ファイル」の内容は、保護者にご確認いただいた後に就学先へ提供します。 ただし、上記⑧に該当し就学相談を取り下げた場合、「就学支援ファイル」の就学先への提供は行いません。	

提出書類及び就学相談の中で収集した個人情報、お子さんの就学や就学後の教育内容・方法の充実を図るために利用します。その他の目的には使用しません。就学先へ提供した「就学支援ファイル」は、当市個人情報保護条例の規定に基づき処理いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

お子さんの氏名